

香美市外国語指導助手派遣公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

- (1) 事業名 香美市外国語指導助手派遣
- (2) 事業内容 別途定める「香美市外国語指導助手派遣企画提案要領 1(3)」のとおり
- (3) 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
(地方自治法第 214 条の規定に基づく債務負担行為)
- (4) 見積限度額 99,000,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
- (5) 配置 A L T 数 5 名

2 資格要件

参加者の資格要件は、以下の要件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 労働者派遣事業を行うための、厚生労働大臣の許可を取得しており、かつ本派遣業務を円滑に遂行できること。
- (2) 令和 7 年度に国・地方公共団体において、外国語指導助手を派遣した実績があること。(請負契約による実績も可。)
- (3) 香美市の令和 6・7 年度物品等業務入札参加資格者登録名簿に登録されている法人であること。
- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項又は第 19 条の規定に基づく破産の申し立てをしていない者
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく再生又は破産等の手続きをしていない者
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (7) 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則第 4 条に掲げる排除措置対象者に該当しない者
- (8) 参加申込書の提出日において、本市の指名停止等の措置を受けていないこと。

3 日程

令和 7 年 9 月 29 日(月)	募集要領の公示
令和 7 年 10 月 6 日(月)	質疑書の提出締め切り
令和 7 年 10 月 10 日(金) 頃	回答の HP 掲載
令和 7 年 10 月 14 日(火)	参加申し込み及び資格確認書類提出締め切り
令和 7 年 10 月 17 日(金) 頃	資格要件確認結果通知

令和 7 年 10 月 20 日(月)	企画提案書の提出締め切り
令和 7 年 11 月 11 日(火) 頃	選定委員会
令和 7 年 11 月 21 日(金) 頃	審査結果通知
令和 8 年 4 月 1 日(水)	契約締結

4 質疑と回答

質疑は令和 7 年 10 月 6 日(月) 午後 5 時(厳守) までに別紙様式 1 により持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)もしくは電子メールで受け付けます。電子メールによる場合は、電話により受信の有無を確認してください。質疑と回答の内容は令和 7 年 10 月 10 日(金) 午後 5 時までに教育振興課のホームページに掲載します。

5 参加申し込み及び資格要件の確認

プロポーザルに参加しようとする者は、別紙様式 2 による参加申込書に資格要件の確認書類を添えて申し込みをしてください。申し込みに必要な提出書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
1	参加申込書	別紙様式 2	A 4 縦	1 部
2	資格要件確認書	別紙様式 3	A 4 縦	1 部
3	提出者の概要(団体概要等) 以下の資料を添付 ・申請書提出日の属する事業年度の事業者の収支予算書及び事業計画書、 またはこれに類する書類 ・決算報告書(直近 1 期分) ・当該事業に関する業務の収支予算書	任意	A 4	1 部
4	業務実績調書 ・業務実績調書に記載したすべての契約書(契約案件名・契約当事者・学校名及び施設名・配置 A L T 数・派遣期間が掲載されている部分)の写しを添付	別紙様式 4	A 4 縦	1 部

(1) 参加申込書

①提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

②提出期限

令和7年10月14日（火）午後5時必着

③提出先

〒782-8501 住所：香美市土佐山田町宝町1-2-1

香美市役所 教育振興課 学校教育班（担当：浜田）

TEL：0887-53-1081 FAX：0887-57-0123

(2) 資格要件の確認

教育振興課学校教育班で申込者から提出のあった参加申込書とその他提出書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年10月17日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

6 企画提案書の作成

別途定める「香美市外国語指導助手派遣公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき、企画提案書を作成し、令和7年10月17日（金）から令和7年10月20日（月）の間に提出してください。

7 選定委員会の設置

別途定める「香美市外国語指導助手派遣業者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を設置します。

8 審査

別途定める「香美市外国語指導助手派遣公募型プロポーザル審査要領」に基づき、審査を行います。

9 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査・選定をする選定委員会を開催します。選定委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

候補者の企画提案の内容は、そのとおり実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と市は、速やかに企画提案の内容をもとに業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。候補者と交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と市が交渉を行うことになります。

10 審査結果

審査結果は、令和7年11月21日（金）頃までに、全ての企画提案者に文書で通知します。なお、審査結果は香美市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 提出書類は、必要に応じ複写（市役所及び選定委員会での使用）します。
- (3) 提出された企画提案書は、香美市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第3号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式4により提出してください。
開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に基づき市が判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

12 問い合わせ先

香美市役所 教育振興課 学校教育班（担当：浜田）

TEL：0887-53-1081 FAX：0887-57-0123

E-mail：gakko@city.kami.lg.jp

13 その他

- (1) 参加申込後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の香美市との契約等について不利益な取扱いをすることはありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は企画提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合があります。
 - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、市職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合